

# 委任状 委托书

葛飾区長 へ  
至葛飾区長

平成 年 月 日

住所 住址

本人 氏名 姓名

登録印 登記印章

(委任者) 通称 通称

(委托人) 氏名のカタカナ表記 姓名的片假名标记



※外国人住民の方で通称・氏名のカタカナ表記を登録の方はご記入ください

生年月日 出生年月日

電話 电话

私は、下記の者を代理人として  
本人委托下述受托人为代理人、赋予办理

1 印鑑登録申請

印章登録申請

2 印鑑登録廃止届 に関する権限を委任します。

废除印章登録申請 手续的相关权限

3 印鑑登録証亡失届

印章登録証遺失申請

住所 住址

代理人 氏名 姓名

生年月日 出生年月日

※ この委任状は、本人(頼む人)が太枠内をすべて自筆で記入してください。

此委托书需由本人(委托人)亲笔填写粗框内的所有内容

※ 登録する印は、この委任状を記入するときに必ず本人が押印してください。

申請登記的印章必须由持印人本人在填写此委托书时亲自盖印

※ (印鑑の紛失等による廃止申請の場合は、登録していた印以外を押印してください。)

(因遗失印章等理由申请废除时, 请用已登记印章以外的印章盖印)

キリトリ

※ご使用の際は、外側の枠線に沿って切り取ってください。

## 1. 印鑑登録

印章登記

- ・個人の印鑑登録は、区民事務所又は区役所2階の戸籍住民課で取り扱っています。  
正在区民办事处或者户籍居民区政府的课办理个人的印章登记
- ・登録の手数料は50円です。  
登録手数料是50日元
- ・印鑑は財産の利害に関係する大切なものですから、登録は本人の申請が原則ですが、やむを得ない場合には代理人による申請もできます。  
图章和财产的搬家的利害有关系本人的申请登录是原则, 但是因为是很重要的东西在不可避免所以的时候申请也出自代理人的极为能够

## 2. 登録できない印鑑

不允許进行登記的印章

ア 住民基本台帳に記録されている氏名、氏又は名を表していないもの。

与記載在住民基本台帳上的姓名、姓或名不同时

イ 職業、資格等の事項を併せて表しているもの。

连职业、资格等项也一起刻上去的

ウ ゴム印その他で変形しやすいもの。(ゴム、エボナイト、連続スタンプ等)

橡皮印等用易变形的材料做成的(橡皮、硬橡胶、连续戳子等)

エ 印影が、一辺の長さが8ミリメートルの正方形に収まるもの。

又は一辺の長さが25ミリメートルの正方形に収まらないもの。

印迹的边长小于8厘米的正方形的

或边长大于25厘米的正方形的

オ 印影が不鮮明なもの、又は文字の判読が困難なもの。

印迹不清晰的, 或很难辨认文字的

(ア) 輪郭が無いもの、又は欠損の甚だしいもの。

没有轮廓或严重缺损的

(イ) 刻印された氏名の一部が欠損したもの。

印章上刻的姓名, 有一部分欠缺的

(ウ) 印章そのものを逆に刻印したもの。(凹凸が逆になっているもの。)

印章刻反了的(凹凸反过来的)

カ その他、登録する印鑑として適当でないとして区長が認めたもの。

其他区长认为不适合当作登记印章的

※外国人住民の方については、詳しくは戸籍住民課住民記録係にお問い合わせください。

朝外国人居民的方向陪, 详细, 并且请询问户籍居民课居民记录负责人

## 3. 委任する事項

委托事项

・委任する事項は3種類あり、それぞれについて委任状が必要となりますが、委任状の様式は同じものを使用します。

・該当する委任事項に丸をつけてください。(複数可)

委任事項とその内容は

委托事项请在1~3中符合的号码上画圈

① 印鑑登録申請 : 印鑑登録を新たに申請するとき

印章登录申请

② 印鑑登録廃止届 : (1) 既に登録してある印鑑登録を廃止するとき

废除印章登录申报 (2) 登録してある印鑑が亡失、または汚損・毀損・磨滅などで使用できなくなったとき

③ 印鑑登録証亡失届 : 印鑑登録証を紛失したとき

印章登录证遗失申报